

種苗法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 種苗法（平成十年法律第八十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（定義等） 第二条（略） 2・3（略） 4 この法律において「加工品」とは、種苗を用いることにより得られる収獲物から直接に生産される加工品であつて政令で定めるものをいう。 5 この法律において品種について「利用」とは、次に掲げる行為をいう。 一・二（略） 三 その品種の加工品を生産し、譲渡若しくは貸渡し、譲渡をし、貸渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもつて保管する行為（育成者権者又は専利用権者が前二号に掲げる行為について権利を行使する適当な機会がなかった場合に限る。） 6・7（略） （育成者権の発生及び存続期間） 第十九条（略） 2 育成者権の存続期間は、品種登録の日から<u>二十五年</u>（第四条第二項に規定する品種にあつては、<u>三十年</u>）とする。	（定義等） 第二条（略） 2・3（略） 4 この法律において品種について「利用」とは、次に掲げる行為をいう。 一・二（略） 5・6（略） （育成者権の発生及び存続期間） 第十九条（略） 2 育成者権の存続期間は、品種登録の日から<u>二十年</u>（第四条第二項に規定する品種にあつては、<u>二十五年</u>）とする。

(育成者権の効力が及ばない範囲)

第二十一条 育成者権の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。

一～四 (略)

五 前号の収穫物に係る加工品を生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為

2 農業を営む者で政令で定めるものが、最初に育成者権者、専利用権者又は通常利用権者により譲渡された登録品種、登録品種と特性により明確に区別されない品種及び登録品種に係る前条第二項各号に掲げる品種(以下「登録品種等」と総称する。)の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いる場合には、育成者権の効力は、その更に用いた種苗、これを用いて得た収穫物及びその収穫物に係る加工品には及ばない。ただし、契約で別段の定めをした場合は、この限りでない。

3 (略)

4 育成者権者、専利用権者若しくは通常利用権者の行為又は第一項各号に掲げる行為により登録品種等の種苗、収穫物又は加工品が譲渡されたときは、当該登録品種の育成者権の効力は、その譲渡された種苗、収穫物又は加工品の利用には及ばない。ただし、当該登録品種等の種苗を生産する行為、当該登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為については、この限りでない。

(育成者権の効力が及ばない範囲)

第二十一条 育成者権の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。

一～四 (略)

2 農業を営む者で政令で定めるものが、最初に育成者権者、専利用権者又は通常利用権者により譲渡された登録品種、登録品種と特性により明確に区別されない品種及び登録品種に係る前条第二項各号に掲げる品種(以下「登録品種等」と総称する。)の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営においてさらに種苗として用いる場合には、育成者権の効力は、そのさらに用いた種苗及びこれを用いて得た収穫物には及ばない。ただし、契約で別段の定めをした場合は、この限りでない。

3 (略)

4 育成者権者、専利用権者若しくは通常利用権者の行為又は第一項各号に掲げる行為により登録品種等の種苗又は収穫物が譲渡されたときは、当該登録品種の育成者権の効力は、その譲渡された種苗又は収穫物の利用には及ばない。ただし、当該登録品種等の種苗を生産する行為、当該登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為については、この限りでない。

(差止請求権)

第三十三条 (略)

2 育成者権者又は専利用権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した種苗、收穫物若しくは加工品又は侵害の行為に供した物の廃棄その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

第五十六条 育成者権又は専利用権を侵害した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(差止請求権)

第三十三条 (略)

2 育成者権者又は専利用権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した種苗若しくは收穫物又は侵害の行為に供した物の廃棄その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第二条第四項第一号に掲げる行為を行い育成者権又は専利用権を侵害した者

二 育成者権又は専利用権の侵害の行為を組成した種苗を用いることにより得られる收穫物を、育成者権者又は専利用権者の許諾を得ないで、業として生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管した者